

国・道・市町村の役割分担の現状（主要な分野）

保健、福祉、経済、農政、建設分野の主な事務について、役割分担の現状の概要を整理した。
〔保健分野〕

国	都道府県	市町村
【高齢者】 市町村の保健事業費用の一部負担（1/3） 老人医療費の公的負担（保険者42/60、国12/60）	市町村の保健事業費用の一部負担（1/3） 老人医療費の公的負担（3/60） 市町村の老人医療給付事業への補助（65歳以上70歳未満の老人対象）（道単独）	健康手帳の交付 健康相談・教育、訪問指導 検診、機能訓練 老人医療費の公的負担（3/60） 医療給付
【母子】 市町村の検診費用の一部負担（1/3）	市町村の検診費用の一部負担（1/3） 市町村の母子家庭等医療給付事業への補助（道単独）	母子健康手帳の交付 保健指導 訪問指導（妊産婦、新生児） 検診（妊産婦、乳幼児、1歳6か月児、3歳児） 母子家庭等医療給付
【児童】 道の医療給付等の費用の一部負担、補助	育成医療給付（国負担1/2） 小児慢性疾患医療給付（国補助1/2） 市町村の乳幼児医療給付事業への補助（道単独）	乳幼児医療給付
【障害者】	市町村の重度心身障害者医療給付事業への補助（道単独）	重度心身障害者医療給付
【結核】 道の支弁費用の一部負担	従業禁止、結核病院への入所命令 医療費負担（国負担3/4～1/2）	健康診断、予防接種の実施
【感染症】 道の支弁費用の一部負担	感染患者の移送、消毒命令 医療費負担（国負担1/2）	知事の指示による消毒、ねずみ等の駆除
【精神】 医療費の公費負担の一部の負担、補助	措置入院 医療費に係る公費負担（国負担3/4～1/2）	

〔福祉分野〕

国	都 道 府 県	市 町 村
<p>【高齢者】 老人福祉施設運営費負担 (1/2) 道、市町村の福祉事業の 費用の一部補助</p> <p>介護保険給付費負担 (保険料50/100、国25/100)</p>	<p>老人福祉施設運営費負担 (1/4) 老人クラブ運営への補助 (国1/3、道1/3) 市町村の在宅介護や介護 予防等への補助 (国1/2、道1/4) 介護保険給付費負担 (12.5/100) 介護保険財政安定化基金の 運営(国1/3,道1/3,市町村1/3で積立て)</p>	<p>老人福祉施設運営費負担 (1/4) 老人クラブの運営 (1/3) 在宅介護支援センターの運営、 介護予防・生活支援の実施 (1/4) 介護保険給付費負担 (12.5/100)</p>
<p>【障害者】 身体障害者施設運営費 負担 (1/2) 知的障害者施設運営費 負担 (1/2)</p> <p>道、市町村が実施する 事業の費用の一部負担、 補助</p>	<p>身体障害者施設運営費 負担 (1/4) 知的障害者施設運営費 負担 (1/2)(除く市分) 身障手帳の交付 市町村の福祉事業への補助 (国1/3～1/2、 道1/3～1/4)</p> <p>社会福祉法人のグループホーム 運営事業に対する補助(国1/2、道1/2)</p>	<p>身体障害者施設運営費 負担 (1/4) 知的障害者施設運営費 負担 (1/2)(市) (1/4～ 日常生活用具給付事業 1/2) 障害児療育事業(1/4) デイサービス事業(1/4) ホームヘルプサービス事業 (1/4)</p>
<p>【児童及び母子】 児童手当支給の一部負担 (2/10～4/6) 保育所費用の一部負担 (1/2) 道、市町村の事業の費用 の一部負担、補助</p>	<p>児童手当支給の一部負担 (0.5/10～1/6) 保育所費用の一部負担 (1/4) 児童扶養手当の支給 (国負担3/4) 母子相談員の設置 母子福祉資金の貸付 (原資は国からの借入れ) 児童相談所の運営 (国負担1/2) 市町村の実施する事業への 補助(国1/3～1/2、 道1/3～1/4)</p>	<p>児童手当の支給 (0.5/10～1/6) 保育所の運営 (1/4)</p> <p>特別保育事業の実施 (1/3～1/4) 放課後児童対策(1/3)</p>
<p>【生活保護】 都道府県、市町村が支弁 した保護費等の3/4を負担</p>	<p>保護の実施機関として、 保護の決定及び実施 (除く市分)(支庁で実施)</p>	<p>保護の実施機関として、 保護の決定及び実施(市)</p>

〔経済分野〕

国	都 道 府 県	市 町 村
<p>【商 業】 中小小売商業の振興 ・ 振興指針の作成 ・ 高度化事業計画の認定 （連鎖化、電算利用等） ・ 支援措置～無利子融資等</p> <p>中心市街地の活性化 ・ 基本方針の作成 ・ 商店街整備等の事業計画の認定 ・ 支援措置～無利子融資等</p> <p>大規模小売店舗の立地 ・ 立地に当たり配慮すべき事項等の指針作成</p> <p>【工 業】 中小企業の創造活動促進 ・ 指針策定 ・ 支援措置～課税特例等</p> <p>地域産業の集積活性化 ・ 活性化指針の作成</p> <p>・ 支援措置～税制措置等</p> <p>【新産業】 新事業の創出促進 ・ 基本方針の策定</p> <p>・ 支援措置～株式発行要件の緩和、補助、税制措置等</p> <p>【経営金融対策】 政府系金融機関の融資</p>	<p>・ 高度化事業計画の認定 （商店街・共同店舗整備等）</p> <p>・ 支援措置～施設整備補助 （国1/2）等</p> <p>・ 支援措置～施設整備補助 （国1/2）等</p> <p>・ 届出の受理、意見通知、勧告等</p> <p>・ 研究開発等事業計画の認定</p> <p>・ 支援措置～技術開発補助 （国1/2）等</p> <p>・ 活性化計画の作成</p> <p>・ 企業の特定分野進出計画の承認</p> <p>・ 支援措置～販路拡大補助 （国1/2）等</p> <p>・ 新たな事業の創出に関する基本構想の作成</p> <p>・ 研究開発から事業化までを支援する地域プラットフォームの中核となる機関の認定</p> <p>道の制度融資（単独）</p> <p>・ 中小企業振興資金 融資枠 4473億円</p> <p>・ 金融変動対策資金 融資枠 2645億円</p> <p>・ 経営安定特別資金 融資枠 656億円</p>	<p>・ 基本計画の作成（関連施策を総合的に実施するための計画）</p> <p>・ 届出に関する意見を提出 ＊政令市は運用主体 （届出の受理、意見通知等）</p>

〔農業分野〕

国	都 道 府 県	市 町 村
<p>【農地利用規制】 農地転用許可 4 haを超えるもの 2haを超え 4 ha以下の知事が転用を許可する場合の協議への回答</p> <p>【農業技術の普及改良】 道の普及事業への交付金・補助金の交付</p> <p>農業者大学の運営</p> <p>国立農業試験場の設置、試験研究の実施</p> <p>【農業生産振興(農産物)】 農産物価格制度の決定 米、麦、大豆など 農産物の価格安定対策 ・米の生産調整と備蓄 ・輸入砂糖の価格調整と国内産糖価格の支持 ・野菜の生産・出荷安定対策 生産振興を図るための施設整備等の補助</p> <p>【農業生産振興(畜産物)】 畜産物の価格安定対策 ・食肉の買入・売渡し ・乳製品の一円輸入 (農畜産業振興事業団) 乳製品・牛肉の関税財源を用いた畜産振興 ・加工原料乳、肉用子牛の生産者補給金の交付 生産振興を図るための施設整備等の補助</p>	<p>農地転用許可(支庁で実施) 4 ha以下 2haを超え 4 ha以下の転用を許可する場合の国との協議</p> <p>農業改良普及センターの設置・運営(56箇所)、専門技術員(51名)、改良普及員(947名)の配置</p> <p>道立農業大学の運営</p> <p>道立農業試験場(10場)の設置、試験研究の実施</p> <p>国の方針に基づく各種農産物生産計画等の策定</p> <p>生産調整実施者に対する助成金の交付事務</p> <p>生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施 主要農作物種子の生産供給</p> <p>国の方針に基づく各種畜産物生産計画等の策定</p> <p>加工原料乳数量の認定・確認</p> <p>生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施 家畜衛生保健所の運営</p>	<p>市街化区域内農地の転用の届出受理</p> <p>農業技術センターや農業情報センター等を設置している市町村あり。</p> <p>国の方針に基づく各種農産物生産計画等の策定</p> <p>生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施</p> <p>国の方針に基づく各種畜産物生産計画等の策定</p> <p>生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施</p>

〔建設分野〕

国		都 道 府 県		市 町 村	
【道 路】 整備、維持管理 ・国道全て 約6300km （府県は約7割が知事管理区間） ・開発道路（道道） 約420km （本道のみの特例） *直轄事業の国負担率 （道8/10、都府県2/3）		整備、維持管理 ・道道 約11300km *整備は国の補助事業 （補助率 道 5.5/10、 都府県 1/2）		整備、維持管理 ・市町村道 約68400km *整備は国の補助事業 指定市の特例 道道も併せて管理 約280km	
百万円					
		国直轄	道施行（補助）	市町村施行（補助）	
開発公共予算 （H12年度）	事業費	296,533	122,189	72,921	
	国費	230,580	66,571	38,927	
【河 川】 整備、維持管理 ・1級河川（指定区間外） 13水系 約2140km ・2級河川の一部 （本道のみの特例） 3水系 約63km *直轄事業の国負担率 （道8/10、都府県2/3） 水利権の許可 ・1級河川 （指定区間については 特定水利使用～一定量 以上の取水に係るもの等 の許可）		整備、維持管理 ・1級河川（指定区間） 13水系 約8060km ・2級河川 226水系 約4200km *整備は国の補助事業 （補助率 道 2/3、 都府県 1/2） 水利権の許可 ・1級河川（指定区間） （特定水利利用以外） ・2級河川		整備、維持管理 ・準用河川 77水系 約910km *整備は国の補助事業 水利権の許可 ・準用河川	
百万円					
		国直轄	道施行（補助）	市町村施行（補助）	
開発公共予算 （H12年度）	事業費	90,334	54,667	6,249	
	国費	70,920	29,641	2,083	

国	都 道 府 県	市 町 村	
【港 湾】 整 備 ・特定重要港湾 2 港 ・重要港湾 10 港 ・地方港湾 25 港 (地方港湾の直轄事業は本道のみ) * 直轄事業の国負担率 (道8.5/10、都府県5.5/10)	管理、整備の一部 ・市町との一部事務組合 2 港	管理、整備の一部 ・道との一部事務組合 2 港 ・市町村管理 35 港 (他府県では約6割が府県が管理者になっている。) * 整備は国の補助事業 (補助率 道 7.5/10、都府県 1/2) 百万円	
	国直轄	道施行(補助)	市町村等施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費 61,946		5,565
	国費 50,318		3,291
【空 港】 整備、管理 ・第1種空港 (東京国際、大阪国際等) ・第2種A空港 (新千歳、函館、釧路、稚内) * 直轄事業の国負担率 (2種A) (道8.5/10、都府県2/3)	整備、管理 ・第3種空港 (女満別、紋別、中標津、利尻、礼文、奥尻) * 整備は国の補助事業 (補助率 道6/10、都府県1/2 なお離島は8/10(北海道特例なし))	整備・管理(設置者は国) ・第2種B空港 (旭川、帯広) * 整備は国の補助事業 (補助率 道(市)2/3、都府県5.5/10) 百万円	
	国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費 13,606	1,555	2,049
	国費 12,578	1,244	1,366
【都市計画】 都市計画区域の指定、都道府県が定める都市計画への同意 指定市が定める都市計画への同意(大規模なもの等)	都市計画区域の指定 都市計画決定 (市街化区域と市街化調整区域、大規模な都市施設など) 市町村が定める都市計画への同意等	都市計画決定 (用途地域、都市施設など)	